

学力検査選抜

1. 出願資格

出願資格は、下記の各要件のいずれかに該当し、商船学科については、「6. 身体基準」も満たす者としてします。

- (1) 中学校を卒業した者又は令和4年3月に中学校卒業見込みの者
- (2) 義務教育学校を卒業した者又は令和4年3月に義務教育学校を卒業見込みの者
- (3) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和4年3月に中等教育学校の前期課程を修了見込みの者
- (4) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和4年3月に在外教育施設の当該課程を修了見込みの者
- (7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (8) その他相当の年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2. 出願手続

(1) 願書受付期間

令和4年1月25日（火）～1月31日（月）

取扱時間 平日 9時～16時

郵送の場合は1月31日（月）（必着のこと）

(2) 願書受付場所

〒517-8501 三重県鳥羽市池上町1番1号

鳥羽商船高等専門学校 学生課入試・支援係

電話（0599）25-8404

なお、郵送の場合は必ず書留郵便とし、封筒表面に「入学願書在中」と朱書してください。

3. 出願書類等

志願者は、本校所定の「振込依頼票」に必要事項を記入し、**検定料 16,500円**を添えて最寄りの銀行から本校指定の送り先（振込依頼票に記載）へ電信扱いで振り込んでください（現金自動預払機（ATM）による振込は不可）。なお、ゆうちょ銀行から振り込む場合は、振込依頼票が異なります。詳細は巻末をご覧ください。

出願書類

書 類	作成者	備 考
①入 学 願 書	志願者	本校所定の用紙に必要事項を記入してください。
②写 真 票	志願者	願書提出前 3 か月以内に撮影した上半身脱帽の写真(4 cm×3 cm)を貼付してください。
③受 験 票	志願者	本校所定の用紙に必要事項を記入してください。
④入学検定料通知書 (学校提出用) 又は 振込受付書	志願者	取扱銀行収納印が必要です。(取扱期間 令和 3 年 12 月 1 日～令和 4 年 1 月 31 日) ゆうちょ銀行で振り込まれた場合は、振込受付書を提出してください。
⑤受験票送付用封筒	志願者	定形封筒(長形 3 号: 120 mm×235 mm)に志願者の郵便番号、住所、氏名を書き、384 円分切手(速達)を貼ってください。ただし、直接本校に持参する場合は不要です。
⑥入学志願者調査書	中学校長	本校所定の用紙又は本校ホームページよりダウンロードした用紙に中学校長が必要事項を記入してください(高等学校及びその他の学校の在学者又は中退者は、その学校長の作成した調査書が別に必要なので、願書請求の際、その旨を申し出てください)。
⑦健康診断証明書 (商船学科志願者(第 2 志望を含む)のみ)	中学校長	本校所定の用紙又は本校ホームページよりダウンロードした用紙に中学校長が必要事項を記入してください。 ※視力が C の場合は数字で記入し、裸眼で 0.4 以下の場合は、必ず矯正視力を記入してください。また、色覚については、学校保健安全法施行規則には必須の検査項目から除外されていますが、商船学科では別に定める身体基準を満たす必要がありますので、医師の診断に基づき必ず記入してください。

◎志願者は、上記提出書類①～⑤の必要事項を記入し、まとめて中学校長に提出してください。

◎中学校長は、上記⑥及び⑦を添え、一括して提出してください。

◎令和 3 年 3 月以前に中学校を卒業した者は、①～⑦を志願者が一括して提出してください。(⑥は厳封、⑦は医療機関で証明すること。)

4. 出願上の注意事項

- (1) 志望学科欄には商船学科、情報機械システム工学科のうちから、第 2 志望まで記入することができます。
- (2) 第 1 志望のみの者は、第 2 志望の欄に斜線を引いてください。
- (3) 出願書類提出後に記載事項の変更が生じたときは、ただちに申し出てください。ただし、志望学科、受験地の変更は認めません。

5. 選抜の実施方法

中学校長から提出された調査書と学力検査(マークシート方式による解答)により総合的に行います。

(1) 合否判定方法

以下の配点により行います。

学力試験	(5教科各100点満点)	500点	
調査書(評定)	(第1～3学年の各教科による。)	270点	
調査書	(評定以外の記載事項)	110点	合計 880点

(2) 日時及び検査科目等・内容

月 日	時 間	検査科目等	内 容
2月13日(日) 受付終了後 各検査室へ 入室	8:30～9:00	受 付	
	9:30～10:20	理 科	学力検査で出題する 内容は中学校学習指 導要領に準拠しま す。
	10:50～11:40	英 語	
	12:10～13:00	数 学	
	13:50～14:40	国 語	
	15:10～16:00	社 会	
	16:05～	アンケート	

アンケートは、合否の判定には関係ありません。

※上記試験の日時、実施方法については、今後の新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、変更することがあります。

(3) 受験地(新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、変更することがあります。)

受験地	検 査 場	所 在 地
鳥 羽	鳥羽商船高等専門学校	三重県鳥羽市池上町1-1
名古屋	名鉄ニューグランドホテル	名古屋市中村区椿町6-9
大 阪	大阪教育大学天王寺キャンパス	大阪市天王寺区南河堀町4-88
その他会場	志願者の最寄り地の全国の高等専門学校又はその他会場 (詳細は15ページ参照)	

- ※ 志願者は上記の受験地または次ページに掲載の最寄り地等受験制度による受験地のうちから1か所を選び、願書等の受験地欄の該当する受験地を○で囲んでください。
- ※ 受験地については、状況により変更する場合があります。この場合は事前に志願者に連絡します。
- ※ 昨年度まで受験地として設置されていた東京と鈴鹿については、その他会場として取り扱いします。

(4) 最寄り地等受験制度について

国立高等専門学校機構では、「学力検査選抜」において、出願する高専に関係なく、全国にある国立高等専門学校とその他設置している会場のどこでも受験が可能な『最寄り地等受験制度』を導入しています。志願者は本校が設置する会場以外に、国立高等専門学校機構ホームページ内に掲載の『最寄り地等受験制度 会場一覧』から、受験したい会場を希望することができます。

ただし、会場の収容人数等の都合で必ずしも希望に添えないこともありますので、希望する志願者は、必ず**学生課入試・支援係（0599-25-8404）**まで事前の相談をお願いします（14 ページに掲載している鳥羽、名古屋または大阪で受験する場合は、事前相談は不要です）。

なお、最寄り地等受験制度の会場一覧については、国立高等専門学校機構のホームページ (<https://www.kosen-k.go.jp/exam/admissions/index.html>) にてご確認ください。



(機構ホームページ)

相談期間：令和3年11月1日（月）～12月6日（月）

※上記相談期間後は、原則受け付けません。

希望会場受入可否連絡：令和3年12月15日（水）頃までにお知らせいたします。

事前相談の結果、最寄り地等受験制度の利用が可能になった場合、入学願書や受験票、写真票に記載されている受験地欄の「その他最寄り地等」に丸を付けてください。記入の際は、国立高等専門学校機構ホームページ内に掲載の『最寄り地等受験制度 会場一覧』を参照し、受け入れ可となった会場の「会場番号、会場略称」を記載してください。

【記載例：(その他最寄り地等)(27 鈴鹿高専)】

なお、体験学習選抜及び推薦選抜は、本制度の対象外です。

(5) 学力検査選抜追試験について

新型コロナウイルス感染症等に罹患の疑いで、令和4年2月13日（日）の学力検査選抜を受験できない者に対して、令和4年2月27日（日）に追試験を予定しております。詳細につきましては、本校ホームページ (<https://www.toba-cmt.ac.jp/nyuugaku/tyosasho/>) にてご確認ください。

6. 身体基準（商船学科のみ）

商船学科は船舶職員を育成することを目的とするため、修業年限のうち合計1年間の大型練習船実習があり、この実習の全課程を修了しなければ卒業が認められません。このため、次に定める身体基準及び、独立行政法人海技教育機構において定める身体基準（21 ページ 参考資料参照）を満たす必要があります。

記

視力	視力（矯正視力を含む）が両眼ともに C（0.5）以上であること
色覚	色盲又は強度の色弱でないこと※
聴力	5m 以上の距離で、話声語を弁別できること
体格	四肢の異常、運動機能障害等、船舶職員としての勤務に支障がないこと

※色覚については、学校、眼科医等において石原式色覚検査表国際版で正常であることを必ず確認してください。もし、この検査で正常でなかった場合は、パネル D-15 を使用した検査に合格することが必要です。

現在、参考資料(21 ページ)に掲げる項目に該当するおそれがある者（過去に該当していた者も含む）、あるいは精神の機能障害や薬の副作用の症状等が認められる者は、入学後、独立行政法人海技教育機構による大型練習船実習ができなくなる場合がありますので、必ず出願前にご相談ください。

また、本校では日本国において定められている諸法に則った教育活動を実施しています。身体基準の規定を設けることは「障害による差別の解消の推進に関する法律（いわゆる『障害者差別解消法』）」に抵触する可能性があります。

一方で、船舶職員養成課程では「船員法施行規則」および「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」の遵守も求められているため、現状ではその規定に適応する形で身体基準を設けざるを得ません。船舶職員養成課程を担っている商船学科では卒業までに合計 1 年間の大型練習船実習があります。大型練習船実習では船員法施行規則が準用され、船員法施行規則第二号表に該当する場合、実習を受けられず、卒業できない場合があります。出願を希望する者はこの点に十分留意するように求めます。

なお、本件に関する不明点に関しては学生課入試・支援係にお問い合わせください。

7. 障害を有する入学志願者との事前相談について

本校に入学を希望する者で、障害（学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める障害等の程度）を有する者は、受験上及び修学上、特別な配慮を必要とすることがありますので、募集要項 18 ページに記載の内容をご確認のうえ、あらかじめ本校に申し出てください。

また、申し出に基づき相談が必要となった場合は下記の方法により行います。

○ 相談方法

健康診断書を提出することとし、必要な場合は、本校において志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者との面談を行います。

なお、この申し出・質問は下記あてに行ってください。

あて先 〒517-8501 三重県鳥羽市池上町 1 番 1 号

鳥羽商船高等専門学校 学生課入試・支援係

電話 (0599) 25-8404

8. 合格者発表

令和4年2月25日（金） 午前10時

本校内に合格者の受験番号を掲示するとともに、上記時刻以降、本校ホームページ (<https://www.toba-cmt.ac.jp/nyuugaku/goukaku/>) に掲載します。

また、出身中学校長には「入学者選抜検査結果」を、合格者には「合格通知書」を同日中に発送します。正式な合格の確認は「合格通知書」によります。なお、電話等による判定結果の照会には一切応じません。

9. 入学確約書の提出

合格通知書を受けた者は、令和4年3月18日（金）までに本校所定の「入学確約書」を提出してください。（簡易書留郵便による郵送も可。その他詳細については、合格通知書送付の際にお知らせします。）

Ⅲ. 入学時に要する経費

区 分	金 額	備 考
入学料	84,600 円	3月20日頃までに納付
授業料（前期分）	117,300 円	8月以降に口座振替（引落し）
教科書代	約 40,000 円	入学手続説明会時に支払
制服、作業服代等	約 50,000 円	入学手続説明会時に支払
奨学後援会会費、学生会会費、雑費	28,800 円	4月下旬に口座振替（引落し）
寮経費（寄宿料、学寮運営費、エアコンリース代等）	約 37,000 円	4月下旬に口座振替（引落し） ※給食費（約 36,000 円／月） は6月に3ヶ月分を口座振替（引落し）予定

※その他、必要となる経費もあります。

※入学手続説明会は例年3月10日頃と20日頃に開催しています。

なお、第1学年～第3学年の学生で「市町村民税所得割額（保護者等合算額）」が30万4,200円（年収910万円程度）未満の世帯が高等学校等就学支援金制度の対象となり、月額9,900円（年額118,800円）が支給されます。支給期間は、原則として通算36月です。

さらに、保護者（学生の親権者）の所得に応じて就学支援金の加算があります。また、4年生以上については、授業料減免制度があります。

在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

IV. 感染症等が疑われる症状により追試験の対象となる者について

追試験の対象者として、以下の場合について可能とします。

症状があるまたは症状の疑いがある場合、各選抜試験の当日試験開始時刻までに、必ず学生課入試・支援係（0599-25-8404）まで症状等の報告をしてください。それにより、対象者となることが可能です。

なお、この取り扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、見直されることがあります。

詳細につきましては、本校ホームページ（<https://www.toba-cmt.ac.jp/nyuugaku/tyosasho/>）にてご確認ください。

V. 個人情報の取扱いについて

入学志願者から提出された入学願書や調査書等に記載されている情報及び選抜に用いた試験成績・評価といった入学者選抜を通じて取得した個人情報は、入学者選抜の資料として使用するとともに、次の目的のためにも利用します。

- (1) 入学後の教育・指導
- (2) 入学料、授業料の免除申請の審査
- (3) 奨学金申請の審査
- (4) 本校及び国立高等専門学校全体の教育制度・入学者選抜制度改善のための調査研究

VI. 入学検査及び入学後に関する合理的配慮の提供に関して

鳥羽商船高等専門学校では、「障害による差別の解消の推進に関する法律」「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」「独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に則り、障害等による支援ニーズのある学生に対して、入試または修学上の合理的配慮の提供を行っています。

入学検査において障害等を理由とした合理的配慮の提供を要する場合は、早めに学生課入試・支援係（0599-25-8404）までご相談ください。なお、合理的配慮の提供には準備に時間がかかることもあるため、各選抜試験における入学願書提出期限の一个月前を過ぎてからの相談及び申請では、十分な合理的配慮を受けられず、不利益が生じる可能性があることにご留意ください。

必要に応じて、生徒、保護者及び在籍する学校関係者に対して、相談された内容について質問する場合がありますが、合理的配慮に関する申請および問い合わせ内容は入学者選抜の可否判定には一切影響ありません。

入試の公平性を担保するため、合理的配慮提供の根拠となる資料の提出を求める場合があります。必要となる根拠資料に関しては、文部科学省「障害のある学生の

修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」によって示されている、1)障害者手帳の種別・等級・区分認定、2)適切な医学的診断基準に基づいた診断書、3)標準化された心理検査等の結果、4)専門家の所見、5)中学校、特別支援学校中等部等入学前の支援状況に関する資料、6)本人が自らの障害の状況を客観的に把握・分析した説明資料等が該当します。

※ 根拠資料については、提出の要不要に関しても学生課入試・支援係までご相談ください。

※ ご提出いただく根拠資料としての条件を満たしているかどうか、学生課入試・支援係において確認いたします。満たしていない場合は、その理由を明示したうえで再提出を求めることがあります。

(入学後のお願い)

入学後に修学上の合理的配慮が必要な場合には、合理的配慮提供のための準備を十分に行うために、出願前の可能な限り早い段階に**学生課入試・支援係(0599-25-8404)**まで事前相談を受けられることをお勧めします。入試後、または入学後に合理的配慮に関して初めて申請なさると、修学に必要な支援を十分に受けられなくなる可能性があります。なお、事前相談を受けられても、入学者選抜の合否判定には一切影響ありません。

VII. その他

(1) 受理した入学願書及び入学検定料は、返還しません。ただし、入学検定料については、以下の場合に返還請求ができます。

①入学検定料を振り込んだが、出願書類を提出しなかった場合又は出願が受理されなかった場合。

②誤って入学検定料を二重に振り込んだ場合。

(返還請求の方法)

本校ホームページ (<https://www.toba-cmt.ac.jp/nyuugaku/tyosasho/>) より、以下の様式をダウンロードし、提出してください。

- ・入学検定料相当額返還請求申出書（必要事項を記載してください。）
- ・入学検定料振込証明書（入学検定料領収書（本人保管用））を貼付してください。

なお、返還に係る振込手数料は請求者の負担となります。

返還請求期限：令和4年2月28日（月）15時必着

送付先：〒517-8501 三重県鳥羽市池上町1番1号

鳥羽商船高等専門学校 学生課入試・支援係

※追跡確認ができる方法で郵送してください。

- (2) 本校では、令和3年度に災害救助法適用地域に居住していて被災した方を対象に、入学検定料免除の臨時措置を定めております。
免除申請の詳細につきましては、学生課入試・支援係までお問い合わせください。
- (3) 出願書類に虚偽の記載のあった場合は入学を取り消すことがあります。
- (4) 氏名等に用いられる漢字にコンピュータで表記できない文字が含まれている場合は、合格通知書等で用いる漢字をJIS漢字コードの第1・第2水準の文字またはカタカナに置き換える場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 学寮は、本校の教育目的を達成するために設けられた教育施設であり、寮生活は自立心を養い、生涯の友を得られる修養の場です。
入学が決定し、入寮を希望する場合には、入寮願を出して頂き、学寮規則により、学寮の定員数、通学距離、通学時間及び家庭の事情等を勘案して入寮を許可しています。許可期間は当該年度の終わりまでであり、次年度における在寮は、在寮継続願を出して頂き、学寮の定員数、通学距離、通学時間及び家庭の事情等に加えて、学寮における生活態度等を勘案して決定し、許可された場合の在寮期間は当該年度の終わりまでとなっています。
入学年度に入寮し、後学年度に入寮の継続を申請して頂いても、審査のうえ、ご希望に沿えず入寮をお断りする場合があります。令和3年4月現在は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため全室を個室として運用しています。

独立行政法人海技教育機構「身体検査合格標準表」

(独立行政法人海技教育機構航海訓練科規程 第3条の規定により、船員法施行規則 第二号表(第五十五条関係)による。)

次の各号のいずれかに該当する者は不合格とする。

1. 船員法第八十一条第三項第一号の伝染病として下記のいずれかにかかっている者
 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する鳥インフルエンザ、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、ウエストナイル熱、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、サル痘、ジカウイルス感染症、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、マラリア、野兎病、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、アメーバ赤痢、急性ウイルス性肝炎、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、梅毒、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、同法第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症
2. 視覚機能、言語機能又は精神の機能の障害により実習を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
3. 第一号に掲げる疾患を除く下記の疾患にかかっている者で船内において治療の見込みがなく、かつ、実習に適さないと認められる者
 各種結核性疾患、新生物、糖尿病、心臓病、脳出血、脳梗塞、肺炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝硬変、慢性肝炎、じん臓炎、急性ひ尿生殖器疾患、てんかん、重症ぜんそくその他の疾患
4. 下記の視力、聴力及び握力の標準に達しない者
 - (1) 視力(万国視力表により検査した視力で矯正視力を含む。)
 航海科は両眼共に0.5号、機関科は両眼で0.4号を明視しうること。
 - (2) 聴力
 両耳で、5メートル以上の距離で話声を聴取できること。
 - (3) 握力
 男子の握力は、左右共に25キログラム以上、女子の握力は、左右共に17キログラム以上であること。
5. 色覚に異常を有する者
6. 運動機能の障害により実習訓練が困難と認められる者
7. 病後の衰弱により一定期間内の実習訓練が困難と認められる者